

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

デジタル技術の活用による地域活性化検討調査委託

2 履行期限

契約締結日から令和3年11月30日まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

本市では2020年頃をピークに人口減少に転じると見込まれる。また、2046年頃まで65歳以上の高齢者人口は増加し、ピーク時には人口の約35%を占めるとみられる。

今後、生産年齢人口の減少がより一層進むことで、個人市民税の減収、固定資産税の減収により2020年以降をピークに税収は減少し、一方、社会保障経費の増加や、老朽化が進む公共施設の建替え更新への対応などにより、本市の財政状況は一層厳しさが増すと見込まれている。

一方、インターネットの普及に伴う情報革命やオンラインショッピングの普及、交通網の再編による人・モノの流れの変化、地球環境問題に対する意識の高まり、物の所有から体験への価値観の変化など、地域社会を取り巻く社会環境や価値観が大きく変容しており、それに伴い、地域自治体に対するニーズも大きく変わりつつある。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、不要なコンタクトを避ける新しい生活スタイルへの対応、サービス産業を中心とする地域経済の維持支援と再建、都心集中を見直し郊外住宅の再評価と職住近接の就業スタイルに合わせた地域価値の創造など、アフターコロナ社会を見据えた、行政の新たな戦略的対応が求められている。

こうしたなか、市民生活、経済活動、行政サービス、都市など社会におけるデジタル化は、これら多くの課題の解決、需要創出や経済の活性化、地域価値の創造に必要な最も有効な手段であると考えられており、基礎自治体として進めるべき具体的な方策や計画の見える化が求められている。

そこで、本調査の目的は、デジタル技術の活用に関し、市民および行政の意識醸成・行動促進の動機づけに向け、地域課題等のニーズに対応したソリューションの整理やモデル実証に向けた検討、庁内の導入促進に向けた支援を行うものである。

5 本調査における検討対象

(1) 本調査におけるデジタル社会のソリューションの検討対象

デジタル社会においては多様な分野におけるソリューションが、課題の解決、利便性の向

上、新たな需要の創造、新たなライフスタイルの実現を通じて、新たな社会を形成していくと想定している。その分類整理には、さまざまな視点からの切り口があると考えられるが、本調査では、検討対象として以下の3つの視点からの検討を想定している。

ア 市民生活の活性化、安全・利便性向上

人口減少・少子高齢化社会による地域課題・市民ニーズの多様化、アフターコロナ社会による対面でのコミュニケーションの不足などにより、地域交通需要の高まり、地域における交流の場の喪失、外出自粛による健康不安、地域での見守り不足などの地域課題が生じていることから、市民生活の活性化、安全・利便性向上策を検討していく必要がある。

イ 企業活動の活性化

人口減少（需要世帯の変化、生産年齢人口減少）、アフターコロナ社会における生活者の需要変化、国内外の観光需要の変化により、飲食業やサービス業など既存の市内中小企業において業態やキャッシュレス、インダストリー4.0等をはじめとする大きな変化への適用が求められ、その対応への支援が必要である。一方、持続可能な経済圏を維持するため、新しい時代の企業活動を担う、新たな企業活動の創造も必要である。これら既存と新たな企業の活性化策を検討していく必要がある。

ウ 地域価値の創造

アフターコロナ社会におけるリモートワークの普及や職住近接のライフスタイル重視、観光においてメディア情報やVRによる事前体験が重要になるなど、オフィス環境・住宅環境・観光など、都市や地域に求める価値・需要の変化が生じていることから、新たな価値・需要に対応した地域の価値・魅力の創造を検討していく必要がある。

(2) 本業務におけるソリューションの考え方

本業務におけるソリューションとは、(1)ア～ウを実現させるためのICTサービスとし、その実現に必要なデータ連携基盤(都市OS)、3D都市モデル(デジタルツイン)及び都市における共用5G基盤などのデジタル基盤についても含めるものとする。

6 業務概要

(1) デジタルソリューションカタログの作成及び効果的な活用方策検討

本市を取り巻く課題の解決や活性化、社会環境や価値観の変化、アフターコロナのデジタル社会に向けた、住民や企業におけるニーズに対応するデジタルソリューションについて整理を行う(デジタルソリューションカタログの作成)。整理に当たっては、ソリューションの導入段階や導入後の課題等の解決段階のそれぞれにおいて導入・解決までのシナリオを整理するものとする。なお、整理を行うソリューションについては、15事例程度とし、具体的な事例数については、契約後に委託者側と協議の上、決定するものとする。

さらに、デジタルソリューションカタログについて、庁内、市民、企業が効果的に活

用し、社会のデジタル化に向けた動機づけにつながるための方策（コンテンツやPR方法など）について、検討を行う。

なお、本市を取り巻く課題の解決や活性化、社会環境や価値観の変化、アフターコロナ後のデジタル社会に向けた、住民や企業におけるニーズについては、委託者より提供するものとする。

（２） 導入効果や実現可能性の高いソリューションのモデル実証に向けた詳細検討

委託者側から提示する導入効果や実現可能性の高いソリューションについて、具体的なモデル地区を想定した詳細な検討を行う。詳細な検討においては、具体的な導入地区や対象者、対象人数などを考慮したコスト・仕様・ソリューションごとのロードマップを検討するとともに、住民合意形成上の課題や事業者参入の課題、事業としての継続性などを含めた導入検証を行う。なお、本業務においては、特に事業者参入や事業継続性といった事業収支モデルについて重点的に検討を行うものとする。

導入検証においては、モデル実証と同様に、地域へのソリューション導入について、他地区に展開していくことが可能となるように、行政の関わり方（政策局、所管局別）、ステークホルダー（市民、サービス事業者、エリアマネジメント事業者等）毎のあるべき行動とその促し方などを、特に意識したうえで検証を行うとともに、全市展開に向けた留意点を整理するものとする。

なお、具体的なモデル地区については、2地区程度（委託者側より提示）とし、地区ごとのソリューションについては、当該地区の課題を面的に解決するために複数設定するものとし、具体的な件数については、契約後に、導入予定のソリューションの内容や地区内の調整状況等を踏まえ、委託者側と協議の上、決定するものとする。

（３） 庁内におけるデジタルソリューションの導入促進に向けた支援

庁内の各所管局におけるデジタルソリューションの導入促進に向け、導入にかかる相談（コーディネート）対応を行う。具体的には、カタログの掲載内容を含む課題・ニーズに対応したデジタル技術の提案、提案技術の概略コスト調査（イニシャル、ランニング、既存手法とのコスト比較など）などを行う。なお、相談対応を行うソリューション数については、1～2件程度とし、具体的な件数については、契約後に委託者側と協議の上、決定するものとする。

（４） 報告書作成

（１）～（３）の結果について、報告書として取りまとめる。

（５） 業務打合せ等

業務を進めるにあたり、6回程度委託者と受託者で打合せ等を行う。

7 成果品

- （１） 報告書（製本版、電子媒体） 各5部
- （２） 報告書（概要版）（製本版、電子媒体） 各5部
- （３） その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

8 その他

- (1) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。
- (2) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者（専任である必要はない）を置き、横浜市と連絡調整を行うこととする。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、委託者と協議の上、計画を行うこととする。
- (4) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (5) 業務の全部を再委託することはできない。
- (6) 本市が保有するデータについては、市の統計情報ポータルで公開している。その他に本市が保有するデータについては、契約締結日以降に可能な範囲で委託者より提供する。
- (7) 本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備すること。例示として、Web 会議を開催するための wifi ルーター（契約締結済み）、タブレット（アカウントセットアップ済み）、会議用無線マイク、HDMI 出力用コネクタ（外付け可）、HDMI ケーブル等がセットアップ済み（必要数：3組）等。別途必要な資機材等は、委託者と協議すること。